

## 税金の申告を忘れずにしてください

平成25年度分市民税・県民税申告書と手引きを2月上旬に発送します

市民税・県民税申告書の発送については市民税課(☎51・2200)、平成24年分確定申告書については豊橋税務署(☎52・6201)にお問い合わせください。

### 年金受給者の確定申告不要制度に伴う市民税・県民税の申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、平成23年分から所得税の確定申告が不要となりましたが、次に当てはまるときは市民税・県民税の申告が必要です。

①収入が公的年金等のみの方で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など以外の各種控除(生命保険料や医療費など)の適用を受けたとき

②公的年金等以外の所得(20万円以下を含む)があるとき

※年金から源泉徴収されていた所得税額を生命保険料控除や医療費控

除などにより還付を受けるためには、確定申告が必要です

**問合せ** 確定申告について／豊橋税務署(☎52・6201)、市民税・県民税について／市役所市民税課(☎51・2200)

### 個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収を実施していない事業主の方へ

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納税していただく制度です。

地方税法第321条の4、市税条例第29条の5・30条の規定により、給与を支払う事業主(常時2人以下の家事使用人のみに対し、給与などの支払いをする方を除く)は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。現在、特別徴収を実施されていない事業主の方については、積極的な切り替えをお願いします。

※愛知県と県内全市町村が愛知県個人住民税特別徴収推進協議会に参加し、平成24～26年度まで特別徴収の推進強化期間としています

### ■特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに特別徴収税額の通知を発送します。その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

### ■納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

**問合せ** 市民税課(☎51・2200)

### 固定資産税の申告について

**申告期限** 1月31日(木) **ところ** 市役所資産税課(東館2階)

### ■償却資産の申告

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品など減価償却の対象となる資産です。これらの資産を所有している方は、平成25年1月1日現在の所有状

況を申告してください。

**問合せ** 資産税課(☎51・2226)

### ■住宅用地の申告

土地の固定資産税と都市計画税は土地利用の目的が住宅であるか非住宅であるかにより税額の算出方法が異なります。住宅用地の場合、税額が軽減されます。建物の新築・増築などにより土地の利用状況を変更した場合は、用地の変更申告をしてください。

**対象** 平成24年1月2日～25年1月1日に所有する土地で次のいずれかに該当し、申告書を提出していない方①居住用家屋を新築、または増築した②居住用家屋のすべて、または一部取り壊した③家屋の用途を変更した(例／倉庫から居住用家屋へ)④新たに住宅用地として利用を始めた、または住宅用地以外に利用を変更した **問合せ** 資産税課(☎51・2215)

## 豊橋税務署からのお知らせ

### ■平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿等の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含む)に、平成26年1月から同様に必要となります。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

### ■年金受給者の方への確定申告説明会

とき 2月4日(月)～14日(木)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～正午、午後1時～5時※確定申告書の作成に時間を要するため、午後4時までにお越しください  
ところ 豊橋税務署(大國町) 対象 年金受給者の方で還付を受けるための申告書を提出する方 必要書類 公的年金等の源泉徴収票(原本)、各種控除の証明書・領収書、印鑑、本人名義の預貯金通帳(口座番号の分かるもの)

### ■住宅を取得した方への確定申告説明会

#### 確定申告説明会

とき 2月5日(火)～14日(木)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～正午、午後1時～5時※確定申告書の作成に時間を要するため、午後4時までにお越しください  
ところ 豊橋税務署(大國町) 対象 給与所得者の方で金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得した方 必要書類 給与所得の源泉徴収票(原本)、各種控除の証明書・領収書、印鑑、本人名義の預貯金通帳(口座番号が分かるもの)、住民票の写し(平成25年1月以降のもの)、家屋の登記事項証明書、家屋の売買契約書または請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書※敷地についても控除を受ける場合は、別途土地の登記事項証明書および売買契約書の写し、認定長期優良住宅を新築または取得した方は、別途国または地方公共団体から受ける補助金などの額を明らかにする書類、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良建築証明書

#### 「共通事項」問合せ先

豊橋税務署  
(☎52・6201※自動音声案内)

## 市税・料金等口座振替済通知書を廃止します

### 問合せ先

市税について／納税課(☎51・22335)  
後期高齢者医療保険料について／国保年金課(☎51・3138)  
介護保険料について／長寿介護課(☎51・2362)  
保育料について／保育課(☎51・2322)  
母子寡婦貸付金について／子育て支援課(☎51・2320)  
市営住宅使用料・駐車場使用料について／住宅課(☎51・2600)  
総合的なお問い合わせ／会計課(☎51・2689)

口座振替を利用して市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、母子寡婦貸付金、市営住宅使用料・駐車場使用料を納めていただいた場合に送付していた「市税・料金等口座振替済通知書」を、平成25年1月の発送(平成24年1～12月振替分)をもって廃止します。今後、振替の結果については、預貯金通帳への記帳にて確認をお願いします。

### ■よくある質問と回答

問1 「市税・料金等口座振替済通知書」を廃止するのはなぜですか。  
答1 「市税・料金等口座振替済通知書」の内容は、預貯金通帳への記帳により確認でき、経費節減と事務の効率化のため廃止します。

問2 確定申告に「市税・料金等口座振替済通知書」を利用していましたが、今後はどうしたらよいですか。  
答2 今後、主に確定申告で必要となる国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の年間納付額(年金からの天引き分を除く)については、平成25年分(平成25年1～12月納付分)から毎年1月に「年間納付額のお知らせ」を送付します。